

○ 提出様式（別途，作成や事前準備が必要な様式）について

次の表をご確認のうえ，該当する場合は申請(又は届出)の際に別途，各様式を作成などしてください。

手続	書類名		申請方法			作成の必要がある場合など (留意事項)
			電子申請		紙申請	
			申請内容を入力	様式（Excel）を添付	紙で提出	
屋外広告業登録（新規・更新）申請	屋外広告業登録申請書		不要	必須	必須	
	別紙1～4	屋外広告業登録申請書（別紙1）	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	4か所以上の営業所を申請する場合
		屋外広告業登録申請書（別紙2）	法人	該当があるとき	該当があるとき	7人以上の役員を申請する場合
			個人	不要	不要	
		屋外広告業登録申請書（別紙3）	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	当県を除いて3か所以上の自治体で屋外広告業の登録を受けている場合
		屋外広告業登録申請書（別紙4）	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	※ 法定代理人が法人の場合で法定代理人の役員が3人以上いる場合
	誓約書		法人	必須	必須	1部（申請者のみ）作成
			個人	必須	必須	1部（代表者のみ）作成 ※ 申請者が未成年者の場合は，当該未成年者及びその法定代理人の2部作成が必要
	略歴書		法人	必須	必須	役員全員分の作成が必要
			個人	必須	必須	1部（代表者のみ）作成が必要 ※ 申請者が未成年者の場合は，当該未成年者及びその法定代理人（法人の場合はその役員全員）分の作成が必要
	業務主任者がその資格に適合することを証する書面 ※屋外広告物講習会修了証明書(写) 屋外広告士合格証書(写)など		必須	必須	必須	申請書に記載した業務主任者の人数分作成が必要
	業務主任者が在籍していることを証する書面 ※健康保険被保険者証(写) 在籍証明書(任意様式)など		必須	必須	必須	申請書に記載した業務主任者の人数分作成が必要 ※ 代表者が業務主任者の場合提出不要
	登記事項証明書	法人のみ	必須 ※3ヶ月以内に発行	必須 ※3ヶ月以内に発行	必須 ※原本 ※3ヶ月以内に発行	
	住民票の抄本	個人のみ	必須 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	必須 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	必須 ※原本 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	
	チェックリスト		不要	不要	必須	

○ 提出様式（別途，作成や事前準備が必要な様式）について

次の表をご確認のうえ、該当する場合は申請(又は届出)の際に別途、各様式を作成などしてください。

手続	書類名		申請方法			作成の必要がある場合など (留意事項)	
			電子申請		紙申請		
			申請内容を入力	様式 (Excel) を添付	紙で提出		
屋外広告業登録事項変更届出	屋外広告業登録事項変更届出書		不要	必須	必須		
	別紙1 4	屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙1)		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	3か所以上の営業所を変更する場合
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙2)	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	6人以上の役員を変更する場合
			個人	不要	不要	不要	
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙3)		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	※ 法定代理人が法人の場合 法定代理人の役員を変更する場合
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙4)		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	4人以上の業務主任者を変更する場合
	誓約書	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (届出者のみ) 作成 ☆ <u>代表者、法人の役員及び法定代理人</u> に変更がある場合	
		個人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (代表者のみ) 作成 ☆ <u>代表者、法人の役員及び法定代理人</u> に変更がある場合 ※ 届出者が未成年者の場合は、 当該未成年者及びその法定代理人 の2部作成が必要	
	略歴書	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	役員全員分の作成が必要 ☆ <u>代表者、法人の役員及び法定代理人</u> に変更がある場合	
		個人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (代表者のみ) 作成が必要 ☆ <u>代表者、法人の役員及び法定代理人</u> に変更がある場合 ※ 届出者が未成年者の場合は、 当該未成年者及びその法定代理人 (法人の場合はその役員全員) 分 の作成が必要	
	業務主任者がその資格に適合 することを証する書面 ※屋外広告物講習会修了証明書 (写) 屋外広告士合格証書 (写) など		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	届出書に記載した業務主任者の人 数分作成が必要 ☆ <u>業務主任者</u> に変更がある場 合	
	業務主任者が在籍している ことを証する書面 ※健康保険被保険者証 (写) 在籍証明書 (任意様式) など		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	届出書に記載した業務主任者の人 数分作成が必要 ☆ <u>業務主任者</u> に変更がある場 合 ※ 代表者が業務主任者の場合提出不要	
	登記事項証明書	法人のみ	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行	該当があるとき ※原本 ※3ヶ月以内に発行	☆ <u>商号、名称若しくは氏名又は住所、営業所の名称又は所在地 (※1)、法人の役員、法定代理人 (法人)</u> に変更がある場合のみ	
住民票の抄本	個人のみ	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	該当があるとき ※原本 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	☆ <u>氏名又は住所、法定代理人 (個人)</u> に変更がある場合のみ		
※1 営業所の名称又は所在地の変更について、登記事項に変更がない場合は、登記事項証明書の提出は不要							

○ 提出様式（別途，作成や事前準備が必要な様式）について
次の表をご確認のうえ，該当する場合は申請（又は届出）の際に別途，各様式を作成などしてください。

手続	書類名	申請方法			作成の必要がある場合など （留意事項）
		電子申請		紙申請	
		申請内容を入力	様式（Excel）を添付	紙で提出	
屋外広告業登録廃業等届出	屋外広告業登録廃業等届出書	不要	必須	必須	※ 廃業事由等の欄は以下の廃業事由一覧から該当するものを選択
	廃業事由一覧				
	廃業事由等		屋外広告業者と届出人（届出義務者）との関係		
	(1) 死亡した場合		相続人		
	(2) 法人が合併により消滅した場合		法人を代表する役員であった者		
	(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合		破産管財人		
	(4) 上記(2) (3) 以外の理由により解散した場合		清算人		
	(5) 鹿児島県の区域内で屋外広告業を廃止した場合		個人または法人の代表役員		